

報告第 8 号

令和 4 年度瀬戸内市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.11)	— (18.11)	8.6 (25.0)	31.3 (350.0)

括弧内は、早期健全化基準

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
企業団地造成事業特別会計	—	20.0
土地開発事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0